

鎌倉市教育委員会 平成28年度 2月臨時会

- 日時 平成29年 2月 7日 (火)  
午前10時30分開会、午前10時37分閉会
- 場所 鎌倉市役所 教育長室
- 出席委員 下平委員長、齋藤委員、山田委員、安良岡教育長
- 傍聴者 なし

○本日審議を行った案件

日程1 議案第32号  
鎌倉市教育委員会委員長の選任について

日程2 議案第33号  
鎌倉市教育委員会委員長職務代理者の指定について

下平委員長

定足数に達したので、委員会は成立した。これより、2月臨時会を開会する。

朝比奈委員から本日の会議を欠席する旨の届出があったので報告する。

本日の会議録署名委員を山田委員に願います。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりである。

本日の議事日程に入る前に、皆様にお伝えしたいことがある。それは、私の委員長職の辞任についてである。鎌倉市議会2月定例会の開会にあたり、市議会議長から私あてに地方自治法第121条に基づく出席要請があった。

しかしながら、私の本来業務の都合により、2月8日の本会議に出席することができない。

実は、昨年6月定例会、9月定例会、12月定例会においても、本会議または総務常任委員会への出席要請があり、当初の要請日に出席することができず、出席する日時を市議会に調整して頂いた経過がある。

今後も、市議会からの要請に応えることは難しいことを考えると、本日をもって委員長を辞任することが適切であると、それが委員会のためでもあると考えた。どうか、皆様のご了承を頂き、後任を選任して頂くようお願いする。

(了承を確認)

1 議案第32号 鎌倉市教育委員会委員長の選任について

下平委員長

それでは、議事日程に従い、議事を進める。日程の1、議案第32号「鎌倉市教育委員会委員長の選任について」を議題とする。議案の説明について、願います。

#### **教育部次長兼教育総務課担当課長**

議案第32号「鎌倉市教育委員会委員長の選任について」説明する。議案集は、1ページをお開きいただきたい。

現職の下平委員長から委員長を辞任する旨の申し出があり、本日当委員会にて了承されたため、後任の委員長の選任を願います。

なお、平成27年4月1日に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、いわゆる「新教育長」が設置されることとなったが、本市においては法律の附則第2条「平成27年4月1日に在職する教育長は、その教育委員としての任期中に限りなお従前の例による。」という経過措置を適用しているため、改正前の規定がなお効力を有することから、現教育長の在職している間は、教育委員長の選任が必要となる。

同じく、法律の附則第2条第2項において、現教育長の在職している間は改正前の法律第12条がなおその効力を有するとされ、委員長の任期は、平成29年2月8日から現教育長の在職期間である平成29年7月31日までとなる。

#### **下平委員長**

それでは、これより委員長の選任を行う。まず、選任の方法についてお諮りする。これまで、委員長の選任は指名推薦で行っていたが、今回も指名推薦とすることよろしいか。

(異議なし)

#### **下平委員長**

それでは、指名推薦で行うこととする。どなたか推薦を願います。

#### **山田委員**

下平委員長がこれまで私どもを引っ張り、鎌倉市の教育に貢献してくださったことに感謝申し上げます。そのうえで、委員長職務代理者の齋藤委員に願いたい。

#### **安良岡教育長**

慣例だと、委員長職務代理者が次の委員長になることになっているので、現在の委員長職務代理者である齋藤委員に願いたいと思っている。

#### **下平委員長**

ただいま、齋藤委員を推薦するご意見があった。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項で「教育委員会の教育長及び委員は、自己、配偶者若しくは三親等以内の親族の一身上に関する事件又は自己若しく

はこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。」とされているため、齋藤委員は、議事に参与できないが、ただし書きの規定により、齋藤委員にはこのまま会議に出席していただくことでよろしいか。

(異議なし)

#### 下平委員長

それでは、お諮りする。ただいま推薦のお声があった齋藤委員に委員長をお願いすることに、ご異議ないか。

(異議なし)

#### 下平委員長

異議なしと認め、齋藤委員を、鎌倉市教育委員会委員長に選任することと決定した。齋藤委員には急なことで申し訳ないが、よろしくお願ひしたい。

#### 齋藤委員

職務代理者を務めていて委員長がどのような思いをしているか痛いほど分かるので、本当に残念だと思う。委員長の職の重さと、委員長職務代理者として委員長の代理を務められなかったことを非常に残念に思う。どれだけできるか分からないがよろしくお願ひする。

#### 下平委員長

私が自由に対応できればよいことだったが、本業があり、いかんともしがたい。今回、議会に出席できないことを理由に突然辞任しなければならなくなり、それに伴い、特にお引き受けいただく齋藤委員、そして委員の皆様には申し訳ない気持ちでいっぱいである。

なんとか議会の要請に応え、教育委員会がきちんと機能していること、教育委員たちも一人ひとりが真剣に取り組んでいることは分かっていたかと思う。

精一杯取り組んできたつもりだが、なかなか十分にお応えできなかったことを申し訳なく思う。教育委員一同、委員長をバックアップしていきたいので、本当に申し訳ないがよろしくお願ひしたい。

現在、委員長職務代理者を務めている齋藤委員が委員長に選任されたため、新たに委員長職務代理者を指定する必要がある。このため、「鎌倉市教育委員会委員長職務代理者の指定について」を追加して議題とする。事務局から、資料の配付をお願いする。

## 2 議案第33号 鎌倉市教育委員会委員長職務代理者の指定について

#### 下平委員長

それでは、追加された日程(2)の1、議案第33号「鎌倉市教育委員会委員長職務代

理者の指定について」を議題とする。議案の説明をお願いします。

#### **教育部次長兼教育総務課担当課長**

議案第33号「鎌倉市教育委員会委員長職務代理者の指定について」説明する。議案集その2、1ページをお開きいただきたい。

委員長職務代理者は、委員長に事故あるとき、または委員長が欠けたとき、委員長に代わりその職務を行うもので、教育委員会があらかじめ指定することとされている。

現職の委員長職務代理者である齋藤委員が先ほどの議案32号において 教育委員長に就任されることとなったため、後任の委員長職務代理者の指定をお願いするものである。

委員長職務代理者の任期は特に定められていないが、今回の場合は、委員長に任命された齋藤委員の在職期間である平成29年6月30日までとなる。

#### **下平委員長**

それでは、これより職務代理者の指定を行う。まず、指定の方法についてお諮りする。これまで、職務代理者の指定については指名推薦で行ってきた。今回も指名推薦とすることよろしいか。

(異議なし)

#### **下平委員長**

それでは、指名推薦で行うこととする。どなたか推薦をお願いします。

#### **山田委員**

下平委員にお願いできればと思う。

#### **安良岡教育長**

下平委員にお願いしたい。

#### **下平委員長**

ただいま下平の名前をあげていただいたが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項で「教育委員会の教育長及び委員は、自己、配偶者若しくは三親等以内の親族の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。」とされているため、議長を一時交代したいと思うがよろしいか。

(異議なし)

#### **下平委員長**

それでは、議長を現在職務代理者の齋藤委員にお願いします。

### 齋藤委員

それでは、お諮りする。ただいま推薦のお声があった下平委員を委員長職務代理者に指定することに、ご異議ないか。

(異議なし)

### 齋藤委員

異議なしと認め、下平委員を鎌倉市教育委員会委員長職務代理者に指定することに決定した。議長を交代する。

### 下平委員長

これから精一杯齋藤委員長を補佐して努めていきたいと思う。

以上で、本日の日程は、全て終了した。

これをもって、2月臨時会を閉会する。